

～ 事業主の皆さんへ ～

～平成25年7月1日から電離則を改正します～ 事故由来廃棄物等の処分を行う労働者の放射線 障害防止のため、規制内容を拡大しました

厚生労働省では、労働者の放射線被ばくの低減対策として、「電離放射線障害防止規則」(以下、「電離則」)を施行しています。本年7月1日からは、原子力発電所の事故により放出された放射性物質(以下、「事故由来放射性物質」)に汚染された廃棄物等の処分業務などを行う労働者の放射線障害の防止措置を規定するため、電離則を改正し、規制内容を拡大しました(平成25年7月1日施行)。

事業者の皆さんには、改正規則に基づき、労働者の放射線障害防止のための措置を講じていただきたいと願っています。

* 詳細については、平成25年4月12日付け基発0412第2号「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/josen_gyoumu/dl/120417-02.pdf

改正電離則の概要

改正電離則では、事故由来廃棄物等の処分の作業を行う事業者と、その事業者に雇用される処分業務従事者を対象とするものです。

- 事故由来廃棄物等とは、以下のものをいいます。

| | |
|-------------------------|---|
| 1 除去土壤 | 除染等の措置に伴い生じた土壤のうち、放射能濃度が1万ベクレル毎キログラムを超えるもの |
| 2 汚染廃棄物 | 事故由来放射性物質*により汚染された廃棄物で、放射能濃度が1万ベクレル毎キログラムを超えるもの |
| 3 その他の事故由来放射性物質に汚染されたもの | 処分の過程において濃縮等により、放射性セシウム以外の放射性同位元素の数量及び濃度が、電離則第2条第2項に規定する値を超えるもの |

* 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質

- 処分には、以下の業務が含まれます。

- 1 最終処分(埋立)及び中間貯蔵
- 2 中間処理(選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等)
- 3 関連施設・設備の保守点検業務

- 改正電離則では、新たに次の事項を規定しています。

- 1 事故由来廃棄物等の処分を行う設備が満たすべき要件
- 2 汚染の拡大防止のための措置
- 3 作業の管理等
- 4 特別の教育
- 5 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例



ひと・くらし・
みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 放射線障害防止の基本原則

下記②に、被ばく線量限度を示していますが、限度までならいくらでも被ばくさせてよいわけではなく、事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の被ばく線量がより少なくなるよう、努めなければなりません。

2 管理区域の設定及び線量の限度・測定

① 管理区域の明示等（第3条）

事業者は、管理区域を標識によって明示し、必要のある者以外立ち入らせないようにしなければなりません。

●管理区域：次のいずれかに該当するもの

- ア 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間で1.3mSvを超えるおそれのある区域
- イ 放射性物質の表面密度が表面汚染限度の10分の1(4Bq/cm²)を超えるおそれのある区域

② 事故由来廃棄物等の処分業務従事者の被ばく限度（第4条）

事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の受ける実効線量^{*1}及び等価線量^{*2}が、次の値を超えないようにしなければなりません。

| | 実効線量 | 等価線量 |
|-------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 男性・妊娠する可能性がないと診断された女性 | 5年間で100mSv かつ1年間で50mSv | 1年間で 150mSv(眼の水晶体)、 500mSv(皮膚) |
| 女性 (妊娠する可能性がないと診断された場合を除く) | 3か月で5mSv | |
| 妊娠中の女性 | 1mSv | 上記に加え、2mSv(腹部表面) |

*1 原子力発電所などでの放射線業務によって受けた線量、除染等業務や特定線量下業務によって受けた線量と事故由来廃棄物等の処分業務で受けた線量を合算して、被ばく限度を超えないようにしなければなりません。

*2 人体の組織・臓器ごとの被ばく線量

③ 線量の測定方法（第8条）

事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の被ばく線量を、所定の方法により測定しなければなりません。

ア. 外部被ばく線量の測定

外部被ばく線量は、電子式線量計(APD,PD)や、ガラスバッジ・ルクセルバッジなどを着用して測定しなければなりません。着用場所は、男性・妊娠する可能性がないと診断された女性は胸部に、他の女性は腹部としなければなりません。測定器は、1センチメートル線量当量を測定できるものを使用しなければなりません^{*1 *2}。

*1 事故由来廃棄物等から放射性セシウムを除去した廃液等を取り扱うなど、ベータ線による被ばくが大きい場合は、上の規定に加えて、手指など最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に、70マイクロメートル線量当量を測定できる測定器(リングバッヂなど)を装着してください。

*2 1日あたりの外部被ばくによる線量が1mSvを超えるおそれのある労働者が使用する測定器は、電子線量計など、1日ごとの被ばく総量が測定できるものでなければなりません。

Bq : ベクレル mSv : ミリシーベルト

イ. 内部被ばく線量の測定

内部被ばく線量は、ホールボディカウンタ（WBC）等により測定します。測定の頻度は、下表のとおりです。なお、誤って放射性物質を摂取したときは、速やかに測定しなければなりません。

| | |
|---|----------|
| 放射性物質を吸入したり経口摂取したりするおそれのある場合 | 3か月以内に1回 |
| 1か月間に受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのある女性、または妊娠中の女性 | 1か月以内に1回 |

④ 線量の測定結果の記録等（第9条）

事業者は、測定した線量を以下の期間ごとに記録し、30年間保存しなければなりません。ただし、5年間保存した後は、記録を厚生労働大臣が指定する機関((財)放射線影響協会)に引き渡すことができます。

なお、契約期間が3か月未満の有期労働者または派遣労働者を事故由来廃棄物等の処分業務に従事させる場合は、1か月ごとに線量を記録しなければなりません。

| | 実効線量 | 等価線量 |
|-------------------------------|---|------------------------------|
| 男性・妊娠する可能性がないと診断された女性 | 3か月ごと、1年ごと、5年ごとの合計 (1年間に20mSvを超えない場合は、3か月ごと、1年ごとの合計) | 人体の組織別に 3か月ごと、 1年ごとの合計 |
| 女性 (妊娠する可能性がないと診断された場合を除く) | 1か月ごと、3か月ごと、1年ごとの合計 (1か月間に1.7mSvを超えるおそれのない場合は、3か月ごと、1年ごとの合計) | |
| 妊娠中の女性 | 内部被ばくによる実効線量と、腹部表面に受ける等価線量の、1か月ごと、妊娠中の合計 | |

事業者は、記録された線量を労働者本人に遅滞なく知らせなければなりません。

3 施設等における線量の限度

① 施設等における線量の限度及び表面汚染検査等 (第3条の2、第25条、第28条、第29条)

- ア 事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う施設、貯蔵施設や埋立施設では、常時立ち入る場所の外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が1週間あたり1mSvを超えないようにしなければなりません。
- イ 事故由来廃棄物等を取り扱う施設の天井、床、壁、設備(労働者が触れるおそれのある部分に限ります。)などを1か月以内に1回検査して、限度(40 Bq/cm^2)を超える汚染があった場合には、限度以下になるまで除染しなければなりません。
- ウ 事業者は、事故由来廃棄物等がこぼれたときは、限度の10分の1(4 Bq/cm^2 、事故由来廃棄物等取扱施設においては 40 Bq/cm^2)になるまで、除染しなければなりません。
- エ 事業者は、処分事業場内(事故由来廃棄物等取扱施設を除く)の3か月間の週平均濃度を空気中濃度限度の10分の1(年5mSv相当)以下にしなければなりません。

② 作業環境測定（第53条～第55条）

事業者は、1か月以内に1回、以下の項目を測定・記録し、5年間保存しなければなりません。

- ア 管理区域：外部放射線による線量当量率又は線量当量
- イ 事故由来廃棄物等取扱施設：空気中の放射性物質の濃度*

●測定日時 ●測定方法 ●測定器の種類・型式・性能 ●測定箇所
●測定条件 ●測定結果 ●測定者の氏名 ●測定結果に基づいて実施した措置の概要

* 空気中の放射性物質の濃度は、作業環境測定士が測定しなければなりません。

4 事故由来廃棄物等の処分を行う施設等が満たすべき要件

① 処分場の境界の明示（第41条の3）

事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場の境界を標識によって明示しなければなりません。

② 事故由来廃棄物等取扱施設（第41条の4～第41条の8、第33条～第35条）

事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等の処分の業務を行うときは、取り扱う廃棄物に応じ、以下の要件を満たす施設・設備で行わなければなりません。また、施設等に標識を設置するとともに、関係者以外を立ち入らせないようにしなければなりません。

| | |
|---------------------|--|
| ア 事故由来廃棄物等取扱施設 | ① 気体・液体が浸透しにくく、腐食しにくい材料 ② 平滑な表面、すきまが少ない構造 ③ 液体が漏れるおそれのない構造 ④ 粉じんの飛散を抑制する措置 ⑤ 出入り口に二重扉の設置 |
| イ 破碎、選別、圧縮、濃縮等を行う設備 | ① アの①、③、④ ② 気体が漏れるおそれのない構造 |
| ウ 焼却炉 | ① イの② ② 灰が飛散するおそれのない構造 |
| エ 埋立施設、貯蔵施設 | ① 外部から区画された構造 ② 扉、ふたなどにカギ等閉鎖のための設備 |
| オ 排気又は排液の施設 | ① アの①、③、イの② |
| カ ベルトコンベア等の運搬設備 | ① アの①、③、④、イの② |

5 汚染の拡大防止のための措置

① 容器や用具の使用（第37条、第27条）

ア 事業者は、事故由来廃棄物等や汚染物(表面密度が4 Bq/cm²を超えるもの)を、保管・貯蔵・運搬・廃棄のために一時的にためたり、埋め立てたりするときは、以下の基準を満たす容器を使用しなければなりません。

- 空気を汚染するおそれのあるもの：腐食しにくい材料で、気体が漏れないもの
- 液体や湿っている汚染物：腐食しにくく、液体が漏れたり、こぼれたりしないもの
- 運搬業務：飛散流出するおそれがなく、容器表面から1mの距離で0.1mSv/hを超えないもの

イ 事業者は事故由来廃棄物等を取り扱うスコップ等に表示をするとともに、ほかの用途で使用してはなりません。

② 退去者や持出し物品の汚染検査（第31条、第32条）

事業者は、管理区域の出口に汚染検査場所を設け、作業に従事した労働者の身体と装具、持ち出す物品の汚染状況を検査しなければなりません。

検査により身体が汚染されていると認められた場合には、基準($4\text{Bq}/\text{cm}^2$)以下になるまで洗身しなければ、退去できません。また、物品が汚染されていると認められた場合は、持ち出すことができません*。

* 他の処分関連施設等に運搬する場合は、5①の容器を使って持ち出すことができます。

③ 保護具（第38条～第40条）

事業者は、取り扱う廃棄物や作業に応じて、以下と同等以上に有効な呼吸用保護具・保護衣類等を備え、労働者に使用させなければなりません。

| | 放射能濃度 200万Bq/kg超 | 放射能濃度 200万Bq/kg以下 50万Bq/kg超 | 放射能濃度 50万Bq/kg以下 |
|--|---|--|----------------------------------|
| 高濃度粉じん作業 (粉じん濃度 10mg/m ³ 超) | 長袖の衣服の上に二重の密閉型全身化学生防護服、綿手袋の上に二重のゴム手袋、ゴム長靴、補集効率99.9%以上の防じんマスク(全面型) | 長袖の衣服の上に密閉型全身化学生防護服、綿手袋の上にゴム手袋、ゴム長靴、補集効率95%以上の防じんマスク | 長袖の衣服、綿手袋、ゴム長靴、補集効率80%以上の防じんマスク |
| 高濃度粉じん作業以外の作業 (粉じん濃度 10mg/m ³ 以下) | 長袖の衣服の上に密閉型全身化学生防護服、綿手袋の上にゴム手袋、ゴム長靴、補集効率95%以上の防じんマスク | 長袖の衣服、綿手袋の上にゴム手袋、ゴム長靴、補集効率80%以上の防じんマスク | 長袖の衣服、綿手袋、ゴム長靴、補集効率80%以上の防じんマスク* |

* 草木や腐葉土の取扱作業の場合には、不織布製マスク等の着用で差し支えありません。

④ 喫煙等の禁止（第41条の2）

事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設等、放射性物質を吸い込んだり飲み込んだりするおそれのある作業場で、労働者に喫煙・飲食をさせてはなりません。

6 作業の管理等

① 作業規程の作成（第41条の13）

事業者は、事故由来廃棄物等の処理の業務を行うときは、放射線による障害を防止するための必要な作業規程(マニュアル)を定め、それに従って作業を行わなければなりません。

- 各設備の操作
- 安全装置や自動警報装置の調整
- 作業の方法や順序
- 外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度の監視
- 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査、汚染の除去
- 異常事態時の応急措置
- その他必要な措置

② 作業の届出（第41条の14）

事業者は、設備の分解・内部立入作業や、外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が1週間あたり1mSvを超えるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ作業の届出*を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。

* 電離則の「様式第1号」

③ 事故時の退避、医師の診察等（第42条～第45条）

ア 事故が発生したときは、実効線量が15mSvを超えるおそれのある区域を明示し、緊急作業者を除いて立ち入り禁止するとともに、所轄の労働基準監督署長に報告しなければなりません。

イ 事故発生区域にいた者、被ばく限度を超えた者や放射性物質を誤って摂取した者等がいる場合には、速やかに医師の診察又は処置を受けさせるとともに、その旨を所轄の労働基準監督署長に報告しなければなりません。また、被ばく線量を記録し、5年間保存しなければなりません。

6 特別の教育、健康診断等

① 特別の教育（第52条の8）

事業者は、労働者を事故由来廃棄物等の処分業務に就かせるときは、次の科目について特別の教育を実施しなければなりません。

- 事故由来廃棄物等に関する知識
- 処分業務に関する作業方法
- 作業に使用する設備の構造、取扱い方法（学科及び実技）
- 電離放射線の人体への影響、被曝線量の管理方法
- 関係法令

特別教育用の標準テキストを、厚生労働省ホームページに掲載しています。ご活用ください。

- 事故由来廃棄物等の処分の業務特別教育テキスト
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130417-1.html>

② 健康診断（第56条～第59条）

事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、配置替え時、その後6か月に1回、定期に、次の項目^{*1}について健康診断を行わなければなりません。

*1 前年の線量が5mSvを超えるか、当年の線量も5mSvを超えるおそれがない場合、項目を省略できる場合があります。

- 被ばく歴の有無の調査とその評価
- 白血球数と白血球百分率の検査
- 赤血球数の検査、血色素量またはヘマトクリット値の検査
- 白内障に関する眼の検査
- 皮膚の検査

健康診断の結果については、「電離放射線健康診断個人票」^{*2}を作成し、30年間保存しなければなりません。
* 2 電離則の「様式1の2」

健康診断の結果については、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、医師からの意見聴取を行わなければなりません。また、その結果を労働者本人に通知しなければなりません。

健康診断を実施したときは、遅滞なく「電離放射線健康診断結果報告書」^{*3}を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。
*3 電離則の「様式2」

7 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例

施設を設置する以前に土壤等が汚染されている状況を踏まえて、除染特別地域等に設置された施設については、一部の規程に関して特例を設けています。

| | |
|--------------------------|--|
| 除染特別地域等に処分事業場を設置する場合 | 汚染検査及び汚染限度について、汚染検査場所は出口に1箇所設置すれば足り、汚染限度は40Bq/cm ² とすれば足りる等 |
| 除染特別地域等に埋立施設で除去土壤を取り扱う場合 | 遠隔操作の機械により除去土壤を取り扱うなど、身体の汚染防止措置を講じている場合、容器を使用しないことができる 等 |

特例の詳細については、ガイドラインをご確認ください。

●電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）（抄）

第一章 範則

- (放射線障害防止の基本原則)
第一条 事業者は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。
(定義等)
第二条 この省令で「電離放射線」（以下「放射線」という。）とは、次の粒子線又は電磁波をいう。
一 アルファ線、重陽子線及び陽子線
二 ベータ線及び電子線
三 中性子線
四 ガンマ線及びエックス線
2 この省令で「放射性物質」とは、放射線を放出する同位元素（以下「放射性同位元素」という。）その化合物及びこれらの含有物で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 放射性同位元素が一種類であり、かつ、別表第一の第一欄に掲げるものであるものにあつては、同欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる数量及び第三欄に掲げる濃度を超えるもの
二 放射性同位元素が一種類であり、かつ、別表第一の第一欄に掲げるものであるものにあつては、同欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる数量を超えるもの
三 放射性同位元素が二種類以上であり、かつ、そのいずれもが別表第一の第一欄に掲げるものであるものにあつては、次のいずれにも該当するもの
イ 別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一を超えるもの
ロ 別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの濃度の同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えるもの
四 放射性同位元素が二種類以上であり、かつ、前号に掲げるもの以外のものにあつては、別表第一の第一欄又は別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の別表第一の第二欄又は別表第二の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一を超えるもの。ただし、その濃度が七十四ベクレル毎グラム以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が三・七メガベクレル以下のものを除く。
3 この省令で「放射性業務」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第二に掲げる業務（第五十九条の二に規定する放射線業務以外のものにあつては、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除するための業務等）併し、電離放射線障害防止規則（平成二十一年厚生労働省令第五百五十二号）以下「除染則」という。）第二条第一項第一号に規定する土壤等の除染等の業務、同項第二号に規定する廃棄物収集等業務、及び同項第三号に規定する特定汚染土壤等取扱業務を除く。）をいう。
4 令別表第二第四号の厚生労働省令で定める放射性物質は、第二項に規定する放射性物質とする。

第二章 管理区域並びに線量の限度及び測定

- (管理区域の明示等)
第三条 放射線業務を行う事業の事業者（第六十二条を除き、以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によって明示しなければならない。
一 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が三月間にわたり一・三ミリシーベルトを超えるおそれのある区域
二 放射性物質の表面密度が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えるおそれのある区域
2 前項第一号に規定する外部放射線による実効線量の算定は、一センチメートル線量當量によって行うものとする。
3 第一項第一号に規定する空気中の放射性物質による実効線量の算定は、一・三ミリシーベルトに一週間の労働時間における空気中の放射性物質の濃度の平均（一週間ににおける労働時間が四十時間を超え、又は四十時間に満たないときは、一週間の労働時間における空気中の放射性物質の濃度の平均に当該労働時間を四十時間で除して得た値を乗じて得た値。以下「週平均濃度」という。）の三月間ににおける平均の厚生労働大臣が定める限度の十分の一に対する割合を乗じて行うものとする。
4 事業者は、必要のある者に外の者を管理区域内に立ち入りさせてはならない。
5 事業者は、管理区域内の労働者の見やすい場所に、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。
(施設等における線量の限度)
第六条の二 事業者は、第五十五条第一項の放射線装置室、第二十二条第二項の放射性物質取扱作業室、第三十三条第一項（第四十一条の九において準用する場合を除く。）の貯蔵施設、第三十六条第一項の保管廃棄施設、第四十一条の四第二項の事故由来廃棄物等取扱施設又は第四十一条の八第一項の埋立施設について、遮蔽壁、防護ついでその他の遮蔽物を設け、又は局所排気装置若しくは放射性物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備を設ける等により、労働者が常に立ち入り立ち出しが容易な場所における外部放射線による実効線量との合計を二週間にわたり一ミリシーベルト以下にしなければならない。
2 前項第二項の規定は、前項に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。
3 第一項に規定する空気中の放射性物質による実効線量の算定は、一ミリシーベルトに週平均濃度の前条第三項の厚生労働大臣が定める限度に対する割合をして行うものとする。
(放射線業務従事者の被ばく限度)
第四条 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が五年間にわたり五百ミリシーベルトを超えるか、一年間にわたり五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
2 事業者は、前項の規定にかかるわらず、女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、三年間にわたり五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
第五条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては一年間にわたり五百ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては一年間にわたり五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。
第六条 事業者は、妊娠・診断された女性の放射線業務従事者の受けの線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」という。）につき次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。
一 内部被ばくによる実効線量については、一ミリシーベルト
二 腹部表面に受けれる等価線量については、二ミリシーベルト
(線量の測定)
第七条 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時に立ち入る労働者の管理区域内において受けれる外部被ばくによる線量を測定しなければならない。
2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量當量及びマイクロメートル線量當量（中性子線については、一センチメートル線量當量）について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第三号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、七十一マイクロメートル線量當量について行うものとする。
3 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いてこれを測定するところが著しく困難な場合には、計算によってその値を求めることができる。
一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸腔、その他の女性にあつては腹部・頭・頸・胸・上腕部及び胸筋、大腸部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（これら部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸腔・上腕部、その他の女性にあつては腹・大腸部である場合を除く。）
三 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・頸部、胸・上腕部及び胸筋、大腸部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（中性子線の場合を除く。）
4 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入攝取し、又は経口攝取するおそれのある場所に立ち入る者について、三月以内（一月間に受けられる実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）及び妊娠中の女性にあつては一月以内）ごとに一回行うものとする。ただし、その者が誤って放射性物質を吸入攝取し、又は経口攝取したときは、当該吸入攝取又は経口攝取の後速やかに行うものとする。
5 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、当該吸入攝取又は経口攝取の後速やかに行うものとする。
6 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時に立ち入る労働者は、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において、放射線測定器を装着しなければならない。
(線量の測定結果の確認、記録等)
第九条 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量當量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。
2 事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三年間に保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計（五年間にわたり、実効線量が一年間にわたり二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三年ごと及び一年ごとの合計）
二 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計（一月間に受けられる実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三年ごと及び一年ごとの合計）
三 人体の組織別の等価線量の三月ごと及び一年ごとの合計
四 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受けれる等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計
3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、放射線業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならぬ。

(汚染除去用具等の汚染検査)

- 第三十条 事業者は、第二十八条若しくは前条第一項の規定による汚染の除去又は同項の物の清掃を行つたときは、その都度、汚染の除去又は清掃に用いた用具を検査し、その用具が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下にたるまでは、労働者に使用させてはならない。
2 事業者は、前項の用具を保管する場所に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。
3 第二十七条第二項の規定は、第一項の用具について準用する。
(退去者の汚染検査)

- 第三十一条 事業者は、管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下の条及び次条において同じ。）の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に從事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。
2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させなければならない。
一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度の十分の一以下になるように洗身等をさせること。
二 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外せること。
3 労働者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取りはずさなければならない。
(保護具)

- 第三十二条 事業者は、第二十八条の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業その他の作業で、第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるものに労働者を従事させるとときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、ホースマスク、ホース呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。
2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

- 第三十三条 事業者は、別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのある作業に労働者を従事させるとときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。
2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項に規定する保護具を使用しなければならない。

第二節 事故由来放射性物質に係る汚染の防止

(事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示)

- 第四十二条の三 事故由来廃棄物等（除染則第二条第二号又は又に掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十一年三月三十日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処分の業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によつて明示しなければならない。
(事故由来廃棄物等取扱施設)

- 第四十二条の四 処分事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業を行うときは、専用の作業施設を設け、その施設内で行わなければならぬ。
2 第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の作業施設（以下「事故由来廃棄物等取扱施設」という。）について準用する。

(事故由来廃棄物等取扱施設の構造等)

- 第四十二条の五 の処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の内部の壁、床その他汚染のおそれがある部分については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で作られていること。
二 表面が平滑に仕上げられていること。
三 突起、くぼみ及び隙間の少ない構造であること。
四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。
2 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんの飛散を抑制する措置を講じなければならない。
3 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、その出入口に二重扉を設ける等、汚染の広がりを防止するための措置を講じなければならない。
(破砕等設備)

- 第四十二条の六 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の外において、事故由来廃棄物等又は汚染物の破碎、運搬、吊下げ又は搬送等を行うときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する設備を用いて行わなければならぬ。

- 一 気体による汚染のおそれがある場合 気体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくく材料を用いた設備
二 液体による汚染のおそれがある場合 液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくく材料を用いた設備
三 粉じんによる汚染のおそれがある場合 粉じんが飛散するおそれのない設備

- 2 第三十三条第二項の規定は、破砕等設備（前項の設備及びその附属設備をいう。第四十一条の九において適用する第三十四条第一項において同じ。）について準用する。

(ベルトコンベヤ等の運搬設備)

- 第四十二条の七 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の外において、事故由来廃棄物等又は汚染物を運搬するときは、第四十二条の九において準用する第七条第一項の容器を用いた場合、又は同項ただし書の措置を講じた場合を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに適合する設備を用いて行わなければならぬ。

- 一 気体による汚染のおそれがある場合 气体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくく材料を用いた設備
二 液体による汚染のおそれがある場合 液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくく材料を用いた設備
三 粉じんによる汚染のおそれがある場合 粉じんが飛散するおそれのない設備

- 2 第三十三条第二項の規定は、ベルトコンベヤ等の運搬設備（前項の設備及びその附属設備をいう。第四十二条の九において準用する第三十四条第一項において同じ。）について準用する。

(埋立施設)

- 第四十二条の八 処分事業者は、事故由来廃棄物等又は汚染物を埋め立てるとときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、扉、蓋等外部に通する部分に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けた埋立施設において行わなければならぬ。

- 2 第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の埋立施設について準用する。

(準用)

- 第四十二条の九 第三条第四項（第三十三条第三項において準用する場合に限る。）、第二十五条、第二十六条本文、第二十七条第一項及び第二項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項（第三十四条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十七条（第四項を除く。）並びに第三十八条から第四十一条までの二までの規定は、処分事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規格の中間の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

=====

- 第二十五条 事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設を除く事業場内の週平均濃度の三月間ににおける平均を第三条の厚生労働大臣が定める限度の十分の一以下にしなければならない。

(飛来防止設備等)

- 第二十六条 事業者は、事故由来廃棄物等を取り扱うことにより、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、当該作業に従事する労働者に第四十一条の九において準用する第三十九条第一項に規定する保護具を使用させなければならない。

(放射性物質取扱用具)

- 第二十七条 事業者は、放射性物質の取扱いに用いるスコップ等の用具にその旨を表示し、これらを他の用途に用いてはならない。

- 2 事業者は、前項の用具を使用しないときは、汚染を容易に除去することができる構造及び材料の用具掛け、置台等を用いてこれを保管しなければならない。

(放射性物質がこぼれたとき等の措置)

- 第二十八条 事業者は、粉状又は液体の事故由来廃棄物等がこぼれる等により汚染が生じたときは、直ちに、その汚染が拡がらない措置を講じ、かつ、汚染のおそれがある区域を標識によつて明示したうえ、別表第三に掲げる限度（その汚染が事故由来廃棄物等取扱施設以外の場所で生じたときは、別表第三に掲げる限度の十分の一）以下になるとまでその汚染を除去しなければならない。

(放射性物質取扱作業室内の汚染検査等)

- 第二十九条 事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設内の天井、床、壁、設備等（労働者が触れるおそれのある部分に限る。）を一月を超えない期間ごとに検査し、これらの物が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるとまで汚染を除去しなければならない。

- 2 事業者は、前項の用具は保管しなければならない。

- 第三十二条 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前項第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。

- 2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出さなければならない。

(持出し物品の汚染検査)

- 第三十二条 事業者は、前項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出さなければならない。

(運搬する)

(貯蔵施設)

- 第三十三条** 事業者は、事故由来廃棄物等を貯蔵するときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、蓋等外部に通する部分に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けた貯蔵施設において行わなければならぬ。
2 事業者は、貯蔵施設の外側の見やすい場所に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。
3 第三条第四項の規定は、第一項の貯蔵施設について準用する。
(排気又は排液の施設)

- 第三十四条** 事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設、破碎等設備又はベルトコンベア等の運搬設備からの排気又は排液を導き、ためておき、又は浄化するときは、排気又は排液がもれるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び排液が浸透しにくい材料を用いた施設において行なわなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(焼却炉)

- 第三十五条** 事業者は、事故由来廃棄物等又は別表第三に掲げる限度の十倍を超えて汚染されていると認められる物(以下「汚染物」という。)を焼却するときは、気体が漏れるおそれがない、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉において行なわなければならない。

- 2 第三十三条第二項の規定は、前項の焼却炉について準用する。

(容器)

- 第三十七条** 事業者は、事故由来廃棄物等を保管し、若しくは貯蔵し、又は事故由来廃棄物等若しくは汚染物を運搬し、廃棄のために一時までおき、若しくは埋め立てるときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくはガラスの広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、事故由来廃棄物等取扱施設内において取り扱うとき、又は第四十二条の第七項の規定により運搬するときは、この限りでない。

- 2 事業者は前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。(略)

(保証金等の汚染除去)

- 第四十一条の二** 事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設その他の事故由来廃棄物等を吸入採取し、又は経口採取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

=====以上=====
(除染特別地域における特例)

- 第四十一一条の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域(次項において「除染特別地域」という。)において、事故由来廃棄物等(除染則第二条第七号の除去土壌に限る。以下この項において同じ。)を埋め立てる場合において、次の各号に掲げる措置を講じたときは、前条において準用する第三十七条(第四項を除く。)の規定及び第四十一条の五の規定は、適用しない。**

一 除染操作により作業を行う等の事故由来廃棄物等による労働者の身体の汚染を防止するための措置
二 事故由来廃棄物等を温潤な状態にする等の粉じんの発散を抑制するための措置
三 埋立施設の境界からできる限り離れた場所において作業を行う等の粉じんの飛散を抑制するための措置

- 四** 埋立施設の境界における事故由来放射性物質の表面密度の一月を超えない期間ごとの測定及び当該表面密度を別表第三に掲げる限度と当該埋立施設の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値とするための措置

- 2 除染特別地域において事故由来廃棄物等の処分の業務を行なう場合における前条において準用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第二項(第五十条第二項において準用する場合に限る。)、第三十五条第一項及び第三十七条(第四項を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

=====以上=====
(放射性物質がこぼれたとき等の措置)

- 第二十八条** 事業者は、粉状又は液状の事故由来廃棄物等がこぼれる等により汚染が生じたときは、直ちに、その汚染が拭かない措置を講じ、かつ、汚染のおそれがある区域を標識によって示明したうえ、屋内にあつては別表第三に掲げる限度以下に、屋外にあつては別表第三に掲げる限度と当該区域の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下になるまでその汚染を除去しなければならない。

(退去者の汚染検査)

- 第三十一条** 事業者は、管理区域(労働者の身体若しくは器具又は物品が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又は事業場の区域内に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退出するときは、その身体及び器具の汚染の状態を検査しなければならない。

- 2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は器具が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退出させさせではない。

一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度以下になるように洗身等をせること。

2 装置が汚染されているときは、その装置を脱がれ、又は取り外さること。

- 3 労働者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装置を脱ぎ、若しくは取りはずさなければならぬ。

(持出物品の汚染検査)

- 第三十二条** 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。

- 2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出でてはならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、又は第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用い、若しくは同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、事故由来廃棄物等の処分又は廃棄のための施設まで運搬するときは、この限りでない。

(焼却炉)

- 第三十五条** 事業者は、事故由来廃棄物等又は別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められる物(以下「汚染物」という。)を焼却するときは、気体が漏れるおそれがない、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉において行なわなければならない。

- 2 第三十三条第二項の規定は、前項の焼却炉について準用する。

=====以上=====

第四章の二 特別な作業の管理

(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程)

- 第四十一条の十三** 事業者は、事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業を行なうときは、当該作業に關し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行なわなければならぬ。

一 事故由来廃棄物等の処分に係る各設備の操作

二 安全装置及び自動警報装置の調整

三 作業の方法及び順序

4 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置

五 天井、床、壁、器具、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置

六 異常な事態が発生した場合における応急の措置

7 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置

- 2 事業者は、前項の規定を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出)

- 第四十一条の十四** 事業者(労働安全衛生法(以下「法」という。)第十五条第一項に規定する元方事業者に該当する者がいる場合にあつては、当該元方事業者に限る。)は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

- 一 事故由来廃棄物等に汚染された設備の解体、改造、修理、清掃、点検等を行う場合において、当該設備を分解し、又は当該設備の内部に立ち入りる作業

- 2 外部放射線による実効線量と空中の放射性物質による実効線量との合計が一週間につき一ミリシーベルトを超えるおそれのある作業

- 2 第二条第二項及び第三条の二第二項の規定は、前項第二号に規定する外部放射線による実効線量及び空気中の放射性物質による実効線量の算定について準用する。

第七章 作業環境測定

(作業環境測定を行なうべき作業場)

- 第五十三条** 令第二十一条第六号の厚生労働省令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 一 放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分

- 二 放射性物質取扱作業室

- 三 の二 事故由来廃棄物等取扱施設

- 三 令別表第二第七号に掲げる業務を行う作業場

不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署まで
お問い合わせください